一宮市結核定期健康診断実施要領

1　目的

結核定期健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号。以下「法」という。)、法施行令及び法施行規則に実施方法が示されているが、より効率的かつ適切に実施することを目的として一宮市結核定期健康診断実施要領を定める。

2　事業の区分及び内容

この要領における事業の区分及び内容は、次のとおりである。

事業	根拠	事業内容
定期の健康診断	法　第 53 条の 2 第 1 項 第 3 項	1　労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 2 条第 3 号に規定する事業者、学校の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるものの長が行う業務に従事する者、当該学校の学生、生徒もしくは児童又は当該施設に収容されている者であって政令で定めるものに対して行う定期の健康診断 2　市町村長が行う結核に係る定期の健康診断

3　定期の健康診断

(1)　定期の健康診断の実施義務者、対象者及び実施回数

実施義務	根拠	対象者	根拠	実施回数
事業者	法 第 53 条の 2 第 1 項 第 4 項	下記の施設において業務に従事する者 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設 社会福祉法第 2 条第 2 項に規定するうち 生活保護法にいう 救護施設、更生施設 老人福祉法にいう 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう 障害者支援施設 売春防止法にいう 婦人保護施設	法施行令 第 12 条 第 1 項 第 1 号	毎年度

学校の長	法 第53条の2 第1項 第4項	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満の者は除く。)の学生又は生徒	法施行令 第12条 第1項 第2号	入学した年度
施設の長	法 第53条の2 第1項 第4項	1　刑事施設に収容されている20歳以上の者 2　下記の施設に収容されている65歳以上の者 社会福祉法第2条第2項に規定するうち 生活保護法にいう 救護施設、更生施設 老人福祉法にいう 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう 障害者支援施設 売春防止法にいう 婦人保護施設	法施行令 第12条 第1項 第3号 第4号	毎年度
市	法 第53条の2 第3項	当市に居住する者のうち、上記以外の者、65歳以上の者(市が必要がないと認めるもの及び次に掲げる者を除く)	法施行令 第12条 第1項 第2項	毎年度
		当市に居住する者のうち市内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に必要と認めるもの		市が定める定期

(2)　他制度との調整

定期の健康診断の対象者に対して、労働安全衛生法、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法令等の規定により、健康診断が行われた場合において、その健康診断が法に定める技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれの事業者又は学校若しくは施設の長が法による定期の健康診断を行ったものとみなす。

（法　第53条の2第4項）

(3)　他で受けた健康診断との調整

定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前3月以内に法に定める技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

なお、診断書その他その健康診断の内容を証明する文書の記載事項は、次のとおりとする。

ア　受診者の住所、氏名、生年月日及び性別

イ　検査の結果及び所見

ウ　結核患者であるときは、病名

エ　実施の年月日

オ　診断書の場合には、診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

（法　第 53 条の 4、第 53 条の 9、法施行規則　第 27 条の 3）

(4)　定期の健康診断を受けなかった者の取扱い

疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が 2 月以内に消滅したときは、その事故の消滅後 1 月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

なお、医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書の記載事項については、第 3 ー3 により取扱う。

（法　第 53 条の 5、第 53 条の 9、法施行規則　第 27 条の 3）

(5)　他の行政庁との協議

ア　保健所長は、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるものに関し、当該事業者に対して法の定めにより定期の健康診断の期日又は期間について指示するに当たっては、あらかじめ、当該事業の所在地を管轄する労働基準監督署長と協議しなければならない。

イ 保健所長は、教育委員会の所管に属する学校について、法の定める定期の健康診断の期日又は期間について指示するに当たっては、指示すべき事項を教育委員会に通知する。

（法　第 53 条の 8 第 1 項～第 3 項）

4　受診義務

第 3 の 1 に定める表中の対象者に対して、事業者、学校の長、施設の長又は市長が行う定期の健康診断は、これを受けなければならない。

但し、定期の健康診断を受けるべき者が 16 歳未満の者又は成年被後見人であるときには、その保護者がその者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

（法　第 53 条の 3）

5　記録及び報告

(1)　記録

定期の健康診断実施者は、次に関する事項を記録した健康診断の記録を作成し、保存しなければならない。

ア　受診者の住所、氏名、生年月日及び性別

イ　検査の結果及び所見

ウ　結核患者であるときは病名

エ　実施の年月日

オ　診断書の場合には、診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

（法　第53条の6、第53条の9、法施行規則　第27条の4）

(2)　記録の保存期間

事業者又は学校若しくは施設の長が行った健康診断については、受診者が当該事業者の行う事業、学校又は施設を離れたときから5年間記録を保存しなければならない。

（法　第53条の6、第53条の9、法施行規則　第27条の4第1項）

(3)　記録の開示

定期の健康診断実施者は、受診者から定期の健康診断に関する記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（法　第53条の6第2項）

(4)　通報、報告

定期の健康診断実施者は、その実施状況について、別紙「結核健康診断報告書」により毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに取りまとめ、同年4月10日までに、保健所長を経由して、愛知県知事に通報又は報告しなければならない。

保健所長は、この報告により市内の結核まん延状況、定期検診の実施状況等、貴重な情報が得られるので関係者にこの趣旨を周知徹底するよう指導しなければならない。

（法第53条の7、法施行規則第27条の5）

付　則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付　則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。